

## これからの中野の教育検討会議の検討状況【修正版 3】

## 第 1 章 教育を取り巻く状況

### I 社会状況等の変化

#### 1. 教育基本法の改正や学習指導要領の改訂など

- 教育基本法の改正では、義務教育、学校教育及び社会教育等に加え、大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育並びに学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力について新たに規定された。
- 教育振興基本計画では、義務教育修了までにすべての子どもに自立して社会で生きていく基礎を育てること。また、社会を支え発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てることを目指すべき教育の姿とした。
- 新学習指導要領では、「生きる力」をはぐくむという理念を実現するため、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、確かな学力を確立するために必要な時間の確保、学習意欲の向上や学習習慣の確立、豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実などを視点に改訂がされた。
- 東京都教育ビジョン（第 2 次）では、家庭や地域の教育力向上を支援する、教育の質の向上・教育環境の整備を推進する、子供・若者の未来を応援するという 3 つを施策展開の視点とした推進計画が策定された。
- 「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児、児童・生徒の支援をさらに充実していくこととされた。
- 国における学校教育など教育行政についての取り組みが、今後変わる可能性があるため、国の動向を把握していく必要がある。

### II 中野区の状況

#### 1. 区立保育園、幼稚園及び小中学校の現状と課題

##### 【新学習指導要領等への対応】

- 幼稚園及び保育園では、平成 21 年度から新幼稚園教育要領及び新保育指針が全面実施されている。その中では、発達や学びの連続性を重視し、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことが明確にされた。
- 小学校では平成 23 年度、中学校では平成 24 年度から全面実施される新学習指導要領に対応するため、小学校外国語活動の区独自の指導資料の作成や ALT の確保、理科教材の整備等が進められているが、授業時間数の増加に対応した教育課程を編成する必要がある。
- 新学習指導要領で重視されている、言語活動や理数教育充実、学ぶ意欲の向上のために、教職員研修の充実や指導計画・指導法の改善をさらに図る必要がある。

##### 【学力向上】

- 児童・生徒の個に応じた指導の充実を図るため、学力向上アシスタントの導入やティームティーチング、教員の少人数加配などにより、一定の成果がみられる。
- 授業改善推進プランの作成・実施、少人数指導計画の作成や長期休業（夏季休業）における学習教室の実施などに取り組んでいる。

- 個に応じた学習を支援するため、夏季休業前及び夏季休業中の個人面談を実施し、個の課題に応じた学習の取り組みへの助言をしている。
- 基礎・基本的な知識や技能の確実な習得のために、教職員の人材確保、増配置などが必要な状況になっている。

#### 【教員の指導力】

- 平成 18 年度から、指導力の優れた教職員が専門的な研修を実施し、修了者を「教育マイスター」として認定する制度を取り入れている。教育マイスターは、自らの授業を公開したり、助言をすることを通して、若手教員の育成に貢献している。
- 区内全学校では、学校の特色を生かしながら、主体的に校内研修や研修、授業改善プランの作成に取り組んでいる。
- 平成 21 年 4 月までに全小・中学校では、校内 LAN や周辺機器が導入され、ICT を活用した教育が推進できる環境が整備された。今後は、よりよい教育コンテンツを開拓するとともに、全教員が ICT を効果的に活用した指導ができるようにする必要がある。

#### 【体力向上】

- 平成 18 年度から、区のガイドラインに沿った体力向上プログラムを全校が策定・実施している。
- 運動技能を高めるため、各発達段階、各領域に対応した授業モデル例を作成したり、体育の授業改善に取り組んでいる。
- 体力向上の取り組み成果として、体力テストの結果が向上しているが、ボール投げや握力など、特定の種目で平均値が低いという課題もある。  
(東京都平均を上回っている種目の割合:平成 19 年度 52%→平成 21 年度 74%)

#### 【地域連携】

- 区内全校では、学校ごとにその学校の主体性や特色を生かしながら、研究に取り組んでいる。
- 区立幼稚園・小中学校では、創意工夫を凝らして特色ある教育活動の展開に努め、学校を公開したり、外部評価を学校改革に生かしたりするなど、開かれた学校づくりを推進している。
- 各学校においては、地域との連携、保護者や学習支援ボランティアの活用などに取り組んでいるが、活用状況における学校差が大きい。区全体として地域人材の発掘に取り組むなど、新しい地域連携のあり方やしくみを構築する必要がある。
- 家庭、地域、学校が連携し、子どもに多様な体験、交流及び仲間づくりや子どもの健全な育成を図るため、キッズ・プラザ（放課後遊び場機能）の全小学校への導入を子ども家庭部とともに進めている。

#### 【特別支援教育】

- 巡回相談や特別支援教育の研修の実施や全小・中学校に設置されている校内委員会では、特別支援教育コーディネーターを中心に、支援が必要な児童・生徒の実態把握や支援策の検討を行うことにより、教員の特別支援教育への理解は進んできている。
- 特別支援学級の子どもと通常の学級の子どもが、学校行事などを一緒に行い同じ教育の場で共に学ぶ機会を設けている。また都立特別支援学校に在籍する子どもが居住する地域に副次的な籍（副籍）を持ち交流を行っている。

- 特別な支援を必要とする子どもたちに対して、一貫した支援を行っていくため、福祉、医療等、関係機関との連携を図りながら特別支援教育を推進するための体制整備を行うとともに、異校種間の連携強化や特別支援学級の配置・増設等の検討が必要である。
- 海外からの編入などにより、区立学校に在籍する日本語指導が必要な児童・生徒数が増加していることから、教育センターでは、日本語適応教室を毎週土曜日に開催するとともに、学校への通訳者派遣を実施し、日本語指導や学校への適応の支援を行っている。
- 通常の学級に在籍する、特別な教育的支援が必要な子どもたちへの対応が課題である。
- 現在、教育センター内の教育相談室では、全般的な教育相談を実施し、南北教育相談室では、主に不登校に関する教育相談や適応指導を実施しているが、特別支援教育が開始されたことなどに伴い、相談件数が増加している。

**【学校規模等】**

- 近年、少子化の影響や区立学校以外（国立・私立等）への進学などにより、区立小中学校への新入生が減少傾向にあり、学校が小規模化している。
- 地域の中で多様な子どもが、学びあえるよう公立学校の魅力を高めることが求められている。

**【保護者による学校評価】**

＜「平成 20 年度 学校関係者による学校評価の結果」より＞

- 評価の高い項目

評価項目（質問文）	十分または まあ十分と回答 があった割合
学校は、健康づくり、体力づくりを進めている	小学校：87.1% 中学校：78.2%
学校は、学校公開の機会や学校だより、ホームページなどで、学校の様子を地域や保護者に知らせるなど、開かれた学校づくりに努めている	小学校：86.5% 中学校：81.7%
学校の教職員は、地域・保護者等の協力を得ながら子どもを教育している	小学校：84.3% 中学校：76.3%
学校は、一人一人の児童・生徒の学習成果や生活の様子をわかりやすく伝えている	小学校：80.3% 中学校：78.2%

- 評価の低い項目

評価項目（質問文）	十分または まあ十分と回答 があった割合
学校は、一人一人のよさや可能性を伸ばす教育活動を行っている	小学校：69.3% 中学校：63.6%
学校は、保護者や地域の方の意見や要望を受け止め、学校改善に生かそうとしている	小学校：70.2% 中学校：64.6%
学校は、児童生徒の関心や学習意欲を引き出す授業の工夫をしている	小学校：76.1% 中学校：54.8%

## 2. 子どもたちの現状と課題

### 【学力】

#### <学力にかかわる調査結果（平成21年度）より>

- ☆ 本調査では、学習指導要領の目標、内容の学習状況を把握するため、教科の観点ごとに問題を作成した。
- ☆ 出題した学習内容や問題の形式、難易度等を考慮し、「おおむね満足である状況」を示す数値（目標値）をあらかじめ目標として設置し、この目標値に到達した児童・生徒の割合（通過率）を表している。
- 中野区の児童・生徒の学力は全体的に向上している。  
過去5年間で、通過率が70%を超える（おおむね満足できる状況にある）項目は、平成17年度の45.2%から平成21年度の60.7%へと着実に増加してきており、本区の児童・生徒の学力は、全体的に向上していると言える。

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
		通過率が70%を越えた項目数				
		教科の全項目数に占める通過率が70%を越えた項目数の割合				
国語	30 項目中	23 項目	23 項目	26 項目	27 項目	21 項目
		76.7%	76.7%	86.7%	90.0%	70.0%
社会	12 項目中	0 項目	0 項目	1 項目	1 項目	5 項目
		0.0%	0.0%	8.3%	8.3%	41.7%
算・数	24 項目中	12 項目	13 項目	12 項目	13 項目	16 項目
		50.0%	54.2%	50.0%	54.2%	66.7%
理科	12 項目中	1 項目	1 項目	2 項目	3 項目	5 項目
		8.3%	8.3%	16.7%	25.0%	41.7%
英語	6 項目中	2 項目	2 項目	4 項目	3 項目	4 項目
		33.3%	33.3%	66.7%	50.0%	66.7%
合計	84 項目中	38 項目	39 項目	45 項目	47 項目	51 項目
		45.2%	46.4%	53.6%	56.0%	60.7%

- 児童・生徒の抽象的な思考力に課題がある。

算数・数学では、小学校 6 年生のすべての領域において、通過率が 70%を下回っている。これは、小学校 5 年生の学習内容が定着していないことを示している。小学校 5 年生は、「小数の割り算」や「比例」「割合」など、抽象的な思考を必要とする学習内容が多くなる学年であり、こうした内容についての学習方法や指導方法に課題があると考えることができる。

低学年の段階から具体物の操作を通して学習する経験を積む一方で、言語力を育成し、帰納的に考えたり、演繹的に考えたりする学習経験を重視し、抽象的な思考力を養っていく必要があると言える。

教科	観点	年度	小学校 5 年生	小学校 6 年生	中学校 1 年生	中学校 2 年生	中学校 3 年生
算数 数学	数学的な見方や考え方	H19	74.2	46.2	74.0	43.9	38.1
		H20	77.2	49.1	75.0	50.3	65.3
		H21	78.1	53.4	61.0	65.2	62.7
	数学的な表現・処理	H19	77.9	60.3	77.8	57.1	62.6
		H20	81.1	61.1	79.1	60.2	60.7
		H21	72.8	65.0	77.8	66.4	66.4
	数量、図形などについての 知識・理解	H19	52.4	67.7	60.7	69.0	64.7
		H20	54.0	69.7	61.9	67.9	62.9
		H21	79.4	61.3	75.7	87.2	73.2

- 発達段階に応じた体験的な学習を充実させ、児童・生徒の学習内容の定着を図る必要がある。

社会や理科では、中学校 2 年生のすべての領域において通過率が 70%を下回っている。中学校 1 年生の学習内容が定着していないことを示している。

中学校進学にともない、学習指導要領で示されている内容が増加することや学習形態・方法が変わることなどの要因が考えられる。小学校から中学校への学びの連続性を確保することが課題である。

中学校においても、体験的・経験的な学習を取り入れるなど、指導方法の工夫・改善を図るとともに、小学校では実験や調べ学習などの体験的な学習が、児童の理解や学習内容の一層の定着につながるような指導の工夫が求められる。

教科	観点	年 度	小学校 6 年生	中学校 1 年生	中学校 2 年生	中学校 3 年生
社会	社会的な思考・判断	H19	58.0	64.7	57.8	45.1
		H20	65.5	66.8	68.2	43.7
		H21	70.5	50.1	51.2	77.1
	観察・資料活用の技能・表現	H19	72.3	63.9	63.7	49.0
		H20	78.7	66.2	69.4	53.1
		H21	74.7	61.1	60.6	73.3
	社会的事象についての知識・理解	H19	62.2	62.2	50.1	39.3
		H20	68.7	69.8	55.9	39.9
		H21	56.0	75.1	57.8	51.8

教科	観点	年度	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生
理科	科学的な思考	H19	74.4	69.9	29.4	34.3
		H20	77.8	70.6	52.2	39.8
		H21	70.2	76.8	52.0	39.8
	観察・実験の技能・表現	H19	76.9	43.3	34.5	50.8
		H20	77.7	43.0	44.3	51.7
		H21	69.2	76.3	67.6	57.9
	自然事象についての知識・理解	H19	49.2	69.3	31.0	55.5
		H20	58.0	68.0	43.5	42.2
		H21	82.9	86.5	52.3	41.2

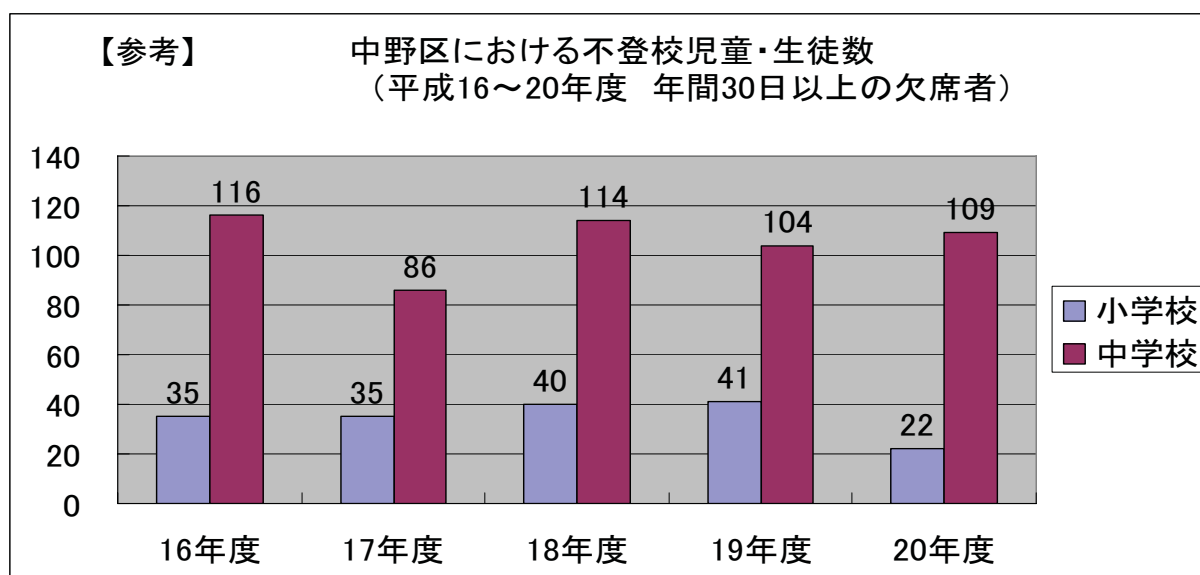
## ☆ 全国的な課題

### 【社会規範】

- 学校において、授業規律や校則を守れない児童・生徒がおり、社会の一員としての自覚や態度を育てる必要がある。
- 近年、子どもたちの間にも携帯電話やインターネット利用が急速に普及し、犯罪や事件に巻き込まれるケースが増え、社会的な問題になっている。

### 【学習意欲等】

- 子どもたちの学習意欲や学習習慣は国際的に見ても低い。将来への目的をもたせるとともに、自ら学ぼうとする意欲を喚起することが課題である。
- 小学校から中学校への接続の中で表れる生活面や学習面の課題（いわゆる中1ギャップ）や、幼児期から小学校入学時の不適応（いわゆる小1プロブレム）等により、不登校や学校生活に適応できなくなってしまう児童・生徒もいる。



### 【人間関係】

- いじめや不登校、人間関係をうまく築くことができないなど、教育相談を必要とするケースが増加している。

### 【生活習慣】

- 学年が進行するにつれて、平均睡眠時間が急激に減少していることや、テレビの視聴時間が経年比較で増加していることなど、家庭での生活習慣に課題がある。
- 子どもたちを取り巻く食の環境の変化に伴い、食に対する意識や理解が薄れ健全な食生活が失われつつある。その結果、小児の生活習慣病やメタボリックシンドロームなどが問題となっている。

## 3. 異校種間の連携の現状

### 【保幼小連携】

- 保育園、幼稚園（公立・私立）と小学校では、保幼小連絡協議会を年1回開催している。保幼小連絡協議会では、区を4つのブロックに分け、1週間程度の参観を実施した後に、ブロックごとの協議会を開催している。
- 生活科では、幼稚園教育研究会と小学校教育研究会の合同研究を実施している。

### 【小中連携】

- 小中連絡協議会では、中学校区に属する小学校と中学校の教員が年毎に順番で学校を訪問し、授業を参観したり連絡協議会を年1回開催して教育課題について話し合ったり、情報交換を行っている。
- 小学校教育研究会理科部と中学校教育研究会理科部の合同研修を実施している。
- 区の委嘱委員会である「体力向上委員会」において、小中学校9年間の体育科・保健体育科指導計画を作成している。
- 教育マイスター研修において、小中学校相互授業研究参加（算数・数学、音楽）に取り組んでいる。
- 各学校の実態に合わせ、中学校生徒会による小学生対象のガイダンスや小学生の体験入学・部活動体験、小学校6年担任と中学校教員の児童に関する情報交換会や合同研修会、中学校教員による小学校での授業などに取り組んでいる学校もある。

### 【保幼小中高連携】

- 幼稚園における中学生・高校生の保育体験、小学校授業への保育園児・幼稚園児を招待しての合同活動などに取り組んでいる学校もある。また、幼稚園からも近隣の中学校や高等学校へ出向いた交流活動を実施し、「いのちの教育」「他者への思いやりの醸成」などの教育効果を上げている。

## 4. 地域との連携

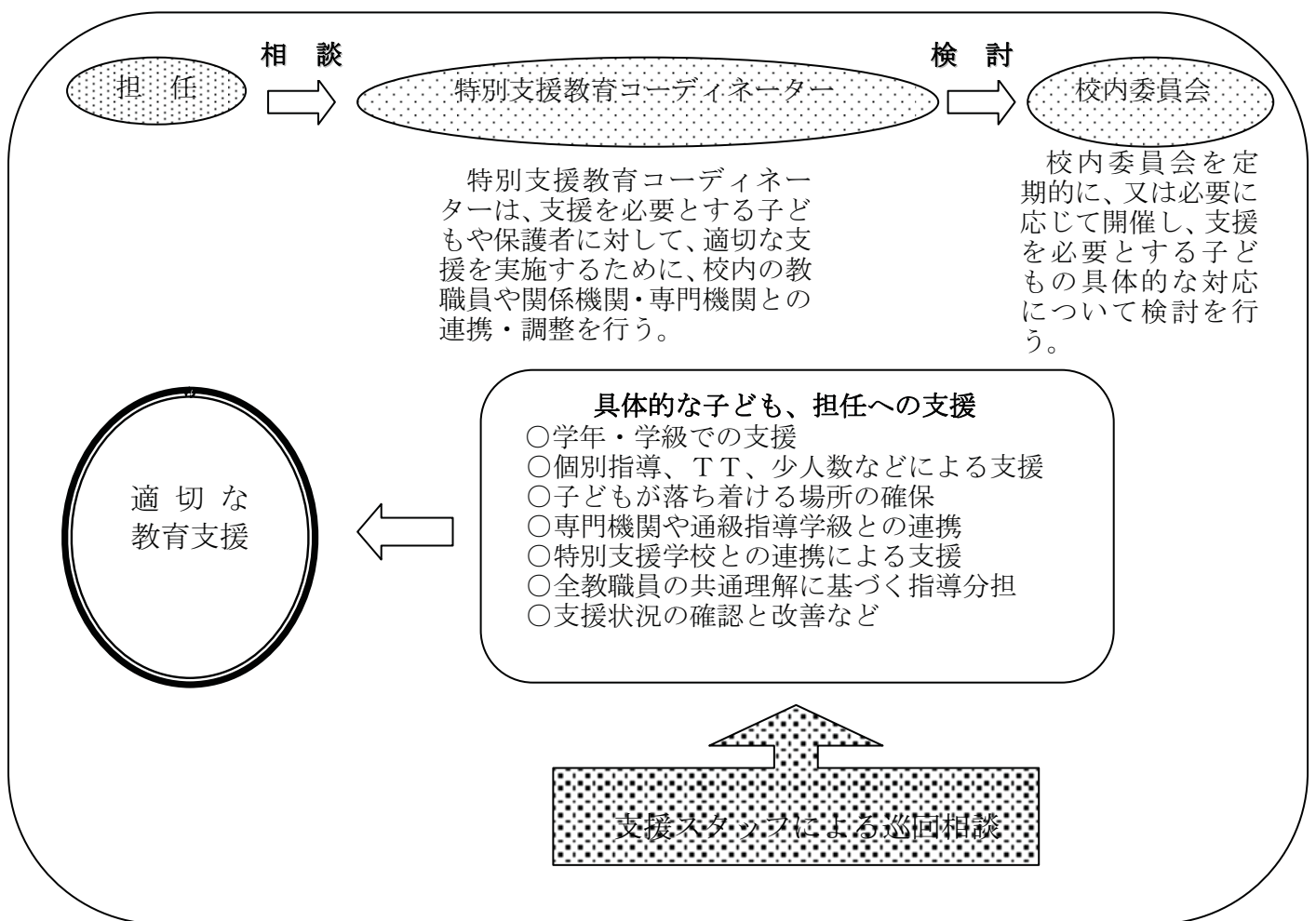
- 子ども家庭部では、中学校区を単位とする地区懇談会を設置し、対象エリアの子どもや家庭をめぐる地域の課題や家庭・地域・学校の連携に関する課題の解決に向けた協議、地域活動の促進と連携強化をすすめるとともに、子どもと家庭を支えるネットワーク化に取り組んでいる。
- 中学校では、地域の協力により職場体験や職場訪問等を行っている。
- 町会では、通学の見守りなどを行っている。
- 中学校では、部活動に卒業生や地域の方が指導を行っている。
- 地域でのお祭りなどの行事には、地域の子どもたちが参加し交流を行っている。

## 5. 家庭との連携

- 近隣との関係が希薄になってきていることや各保護者の子育てに対する考え方の違いもあり、保育園や幼稚園に入園する段階で、子どもたちの基本的な生活習慣や、規範意識、社会性、他者との接し方などの状況に大きな差が生じている。
- 教育への関心が高い家庭が多いが、家庭学習を充実させるために保護者がすべき内容が、十分理解されているとはいえない状況がある。
- 家庭学習の習慣化のためには、保護者の役割や学習内容について、学校との情報交換を行ったり、マニュアルなどの資料を配布したりすることが必要であるとの考えがある。

## 6. 特別支援教育

- 一人ひとりの教育ニーズに応じた指導を行うためのしくみ



- 就学移行支援の実施

発達の遅れや障害のある子どもには、乳幼児期から学校卒業後まで生涯にわたって一貫した支援が必要である。子ども家庭部では、幼稚園・保育園等で支援が必要と思われる子どもに気づいた場合「\*乳幼児期における早期の発達支援共有ルール」（以下、共有ルールという。）により、一貫した支援を推進している。

教育委員会事務局ではこの共有ルールを活用し、就学前機関から小学校へ支



援を引き継いでいくための申送りを行う連絡会を平成18年度から開催している。

\* 乳幼児期における早期の発達支援共有ルール

⇒発達の遅れや障害のある子どもに早期の発達支援を行なうため、子ども家庭部所管の区立施設・区立幼稚園及び中野区要保護児童対策地域協議会の構成員となっている私立施設においての、発達障害支援のための情報共有ルール。

就学移行支援対象者数 (単位 人)

区分 \ 年度	18年度	19年度	20年度
対象者	42	76	85

○ 副籍制度

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒のうち、原則として希望する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、学校行事等様々な交流を通じて地域とのつながりの維持・継続を図っている。

副籍希望者数 (単位 人)

区分 \ 年度	19年度	20年度
小学校	20	18
中学校	9	10
合計	29	28

○ 固定の特別支援学級（知的障害）（肢体不自由）在籍児童・生徒数（5月1日現在）

区分 \ 年度		19年度	20年度	21年度
知的	小学校	84	82	87
	中学校	41	44	46
肢体不自由	小学校	4	5	3
	中学校	7	4	3

○ 通級の特別支援学級（情緒障害）（難聴・言語障害）（弱視）通級児童・生徒数（5月1日現在）

区分 \ 年度		19年度	20年度	21年度
情緒障害	小学校	35	36	45
	中学校	11	16	20
難言	小学校	33	39	40
弱視	小学校	7	8	6

## 第2章 未来を切り拓く力を育む教育

### 中野区が目指す人間像

#### 【教育理念】

「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」

- ◆ 子どもたちは自分の可能性を伸ばし、豊かな人間性・社会性や確かな学力、健康・体力などの「生きる力」を身につけている
- ◆ 一人ひとりが自立し、社会の一員として、生きがいをもって生活をしている

#### 【目指す人間像】

1. 生命を尊重し、やさしさや思いやりの心をもつ人
2. コミュニケーション能力を高め、豊かな人間関係をつくる人
3. 自ら考え、創意工夫し課題を解決する人
4. 自らの健康や体力の増進を図る人

(「中野区教育ビジョン」 平成17年策定より)

## 中野の教育

### 【家庭】

子育てに責任をもち、豊かな体験と愛情の中で生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心の居場所となっている

### 【学校】

生涯をおとして学ぶための基礎となる「生きる力」を育み、家庭や地域との連携により、地域コミュニティの核としての機能を果たしている

### 【教育理念と目指す人間像】

#### 「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」

- ◆子どもたちは自分の可能性を伸ばし、豊かな人間性・社会性や確かな学力、健康・体力などの「生きる力」を身につけている
- ◆一人ひとりが自立し、社会の一員として、生きがいをもって生活をしている
- ◆生命を尊重し、やさしさや思いやりの心をもつ人
- ◆コミュニケーション能力を高め、豊かな人間関係をつくる人
- ◆自ら考え、創意工夫し課題を解決する人
- ◆自らの健康や体力の増進を図る人

身近な環境の中で個人の成長が育まれる幼児期

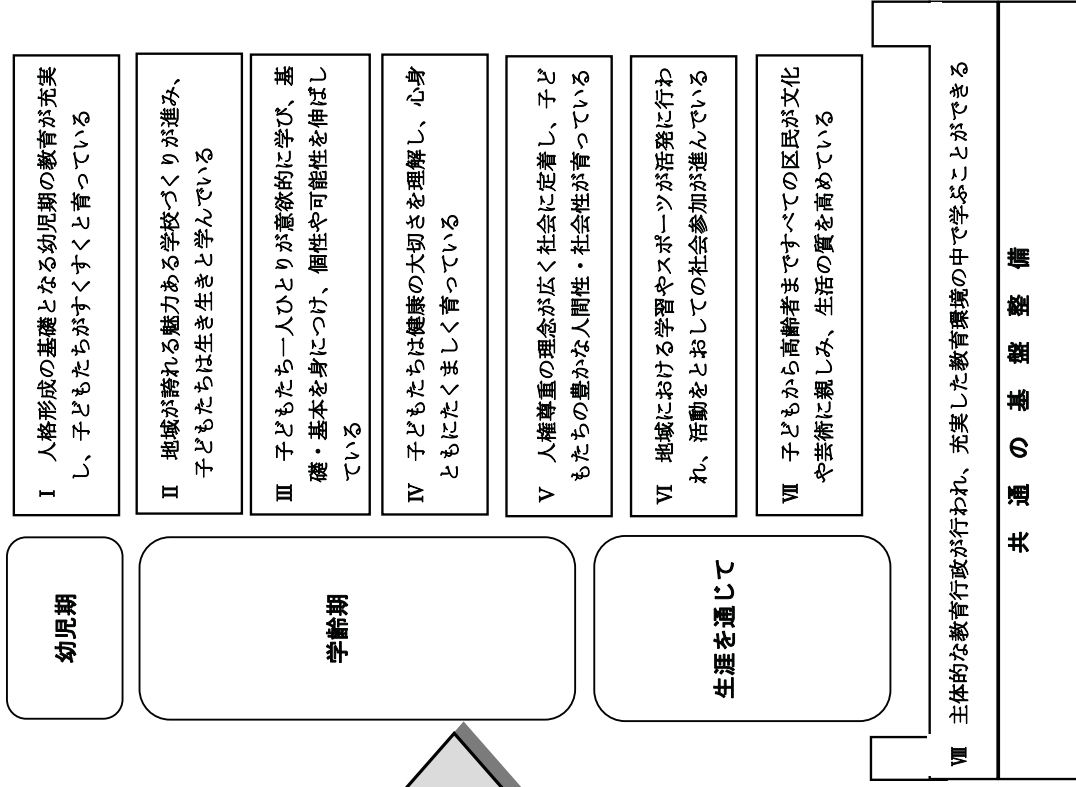
集団の中で自立の基礎を培う学齢期

社会の中で自己実現を図る区民

### 【地域】

行事や体験をおし、子どもたちを育むとともに、一人ひとりが主体的に学び、個性や能力を生かし、お互いが支え高め合っている

## 【目標】



## 第3章 地域に根ざした質の高い公教育へ

### I これからの中野の教育に求められること

#### 1. 学力・体力の向上

- 「学力にかかわる調査」などからみえる学年・教科ごとの課題を解決するため、義務教育9年間を通してつまずきを無くし、学習内容の確実な定着を図る。
- 小学校から中学校への円滑な接続を図る。
- 少人数指導や習熟度別学習など、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導をより一層充実する。
- 自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を身につけさせる。
- 学習に対する取り組みについて、学校間格差などが生じないような対応をする。
- 教員の授業力の向上、人材確保、研修体系の確立等、教員の指導力の向上を図る。
- 家庭学習を定着させるための取り組みを推進する。
- 日常的に体を動かす意欲や実践力を育て、体力に対する関心を高め、主体的・継続的に体力づくりに取り組む子どもたちを育成する。
- 義務教育9年間を通じた体力向上カリキュラムに基づく、全学校における授業への取り組みの定着と異校種間の連携を図る。
- 体力向上の取り組みをさらに推進し、体力、運動技能、健康に関する中野区の達成目標(中野スタンダード)を、すべての項目で70%以上の児童・生徒が上回れるようにしていく。
- 子どもたちが食事の大切さを認識し、食に関する安全や栄養などの正しい知識と健全な食習慣を身に付け、生涯にわたっての食にかかわる自己管理の力を培っていく。

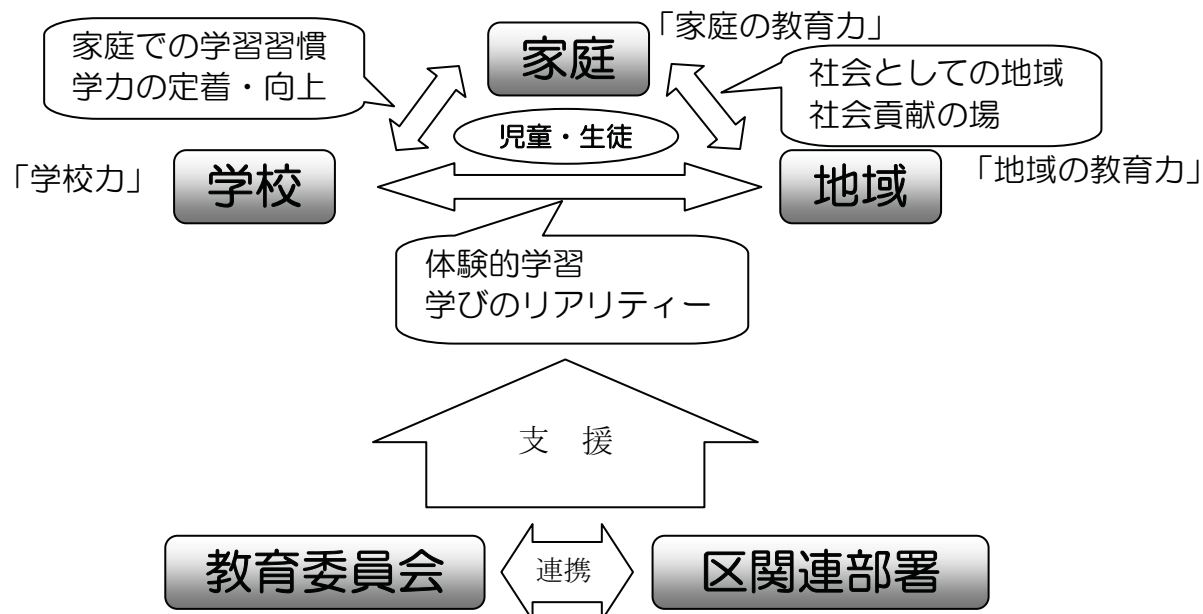
#### 2. 学校生活への不適応児童生徒の解消に向けて

- 安心して子どもを育てられる教育環境を整備する。
- 保育園や幼稚園から小学校への接続について、子どもたちが生活の変化に適応しやすい環境を整える。
- 小学校から中学校への移行によって生じる心理的負担を軽減し、ゆとりある安定した生活を送れる環境を整備する。
- 家庭、地域、学校が連携し、子どもに多様な体験、交流及び仲間づくりや子どもの健全な育成ができる子どもの安全な場を提供していく。

#### 3. 豊かな人間性や社会性の育成

- 豊かな人間性や社会性を育むことにより、社会の一員として生きていくための規範意識を持てる指導を行う。
- 生命や人権を尊重し、コミュニケーション能力を高める教育を目指す。
- 義務教育終了時において、確かな職業観・勤労観を持ち将来に向けた生きる力を育む。

## 【「学校・家庭・地域」三位一体による教育力向上】



## Ⅱ 連携教育と小中一貫カリキュラム

### 1. 小中一貫カリキュラム構想

#### 【現状】

- 幼稚園と小学校、小学校と中学校ではそれぞれ幼児・児童・生徒との直接的な交流を含めた連携を推進し、成果をあげている。
- 就学・進学時には学校間の情報連携を密にし、指導の継続性を図っている。
- 学習規律や学習習慣、生活習慣等については、各学校の独自の方針があり、連携が進んでいるとは言えず、指導の一貫性に課題がある。
- 学習のつまずきについて、学年を遡った原因追究が十分にできていない。

#### 【目的】

- 学力・体力向上はもとより、基本生活習慣や学習習慣の定着を図るため、幼児期から小学校、小学校から中学校へ円滑に接続することにより、生きる力の育成を図る。
- 学校間の連携にとどまらず、同一学校内でも発達や学びの連続性を重視した教育を行うことにより、教育効果を確かなものにする。
- 義務教育9年間を一貫してとらえることにより、指導の連続性、継続性を保障していく。
- 将来、自立した生活を営んでいけるよう生きる力を育み、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動することでよりよく問題を解決する資質や能力を身につけさせる。

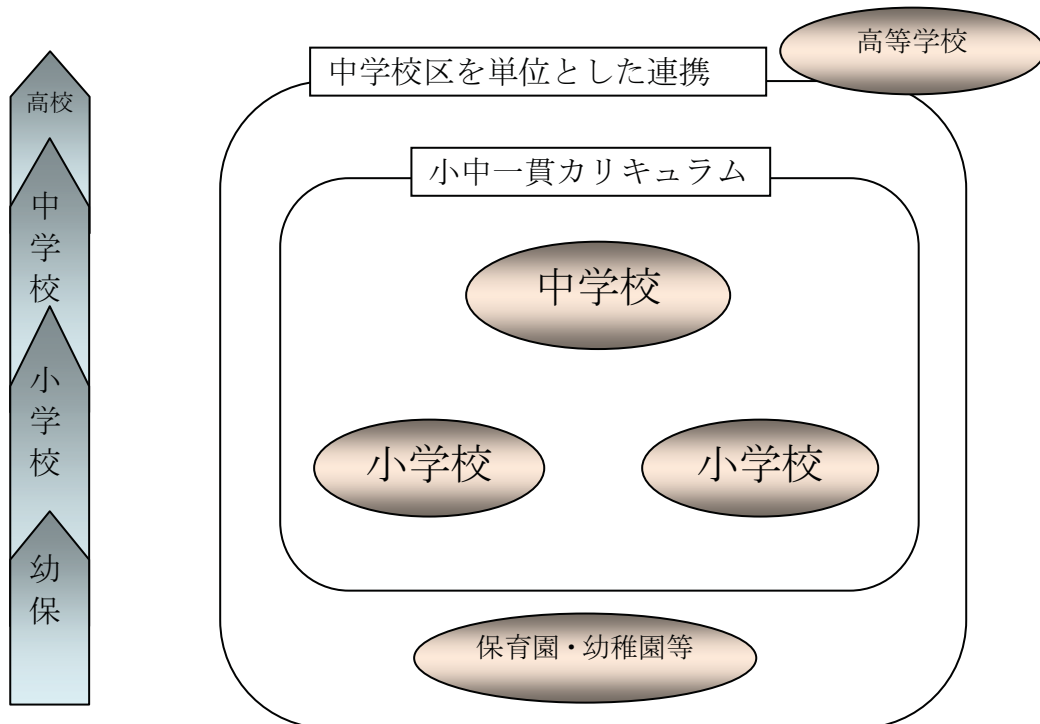
#### 【取り組みの方向性】

- これまでの異校種間の自主的な連携の取り組みを尊重し、地域の特色を生かした一貫カリキュラムによる教育を実現する。
- 小学校、中学校の一貫カリキュラムによる教育を核として、地域・家庭との連携を強化し、地域全体で学校教育の充実を図る。
- 保育園・幼稚園、小学校、中学校の校種の違いを超えて、発達や学びの連続性を大切にした教育活動を推進する。

### 【予想される取り組み内容】

- 区内全校で共通に取り組む小中一貫カリキュラムを基盤とし、中学校区を単位として各地域の特色を生かした学校教育に取り組む。
- 中学校区を単位とした保育園・幼稚園、小学校、中学校を一つのグループとして、区内全校で学校間連携を図る。
- 子ども関連施設や保健・福祉・医療などとの連携を図っていくため、現在ある4ブロックを単位として、地域の子育てコミュニティの拠点となる地域子ども家庭支援センターを中心に、子どもたちの発達段階に応じた一人ひとりにきめ細かな指導等を行っていくとともに、学校間連携にも取り組む。
- グループ・ブロックごとの取り組み
  - ・ 保育士・教員の交流・出前授業などによる一貫カリキュラムの導入に向けた相互理解
  - ・ 教員の合同研修の実施
  - ・ 連携を強化するための協議会、懇談会等の実施
  - ・ 心の教育や生活指導と関連付けた生き方の指導
  - ・ 幼児期からの子どもの情報の共有化
  - ・ 地域の特性にあわせた交流事業や活動などの実施

### 【小中一貫カリキュラム構想のイメージ】



## 2. 保育園・幼稚園と小学校の連携

- 保育園・幼稚園から小学校への円滑な接続
  - ・ 学校行事等を通じた交流  
学習発表会（学芸会）、運動会、校外学習、児童集会等、小学校の行事に保育園・幼稚園の園児の参加を積極的に働きかける。また、行事参加にあたり、可能な限り準備段階からの参加などにより子ども同士の交流を図る。
  - ・ 小学校教員の保育園・幼稚園への参観・保育体験研修の実施  
保育園・幼稚園から小学校への子どもの円滑な接続を図るため、小学校教員が保育園・幼稚園に行って園児の遊びの姿や保育士の支援のあり方等を学び、それぞれの教育がつながっていることを理解し、小学校での支援に生かす機会とする。
  - ・ 保幼小教育連携研修会の実施  
保育園、幼稚園、小学校の教職員を対象に実践に基づいた保育や教育の研究発表を通して相互理解を深め、より充実した教育連携を図ることを目的に実施する。
  - ・ 生活科を通じた交流  
生活科校外学習など生活科において、体験や具体的な学習活動を通し、1年間を通じた活動計画を策定して児童と園児との交流の場を設ける。
- 子どもの情報の共有化
  - ・ 保幼小連絡協議会の機能強化  
ブロックごとに設置している保幼小連絡協議会の機能を強化し、子どもの情報交換や相互の要望などを出し合うとともに、幼児教育と学校教育の充実及び連携の推進、交流事業の実施などについて協議する場とする。

## 3. 小学校と中学校の連携

- 学力向上への取り組み
  - ・ 学習指導要領に基づく一貫カリキュラムによる学校教育の実施  
発達や学びの連続性を大切にした指導計画を策定し、それに基づく指導により、学習内容の確実な定着を図る。
  - ・ 中野区独自の副読本の作成  
教員の指導手引書となり、家庭教育にも活用できる中野区独自の副読本を作成・配付する。
- 学校生活への不適応児童生徒の解消等
  - ・ 「生きる力」の醸成  
9年間を通して、子どもの多様な資質や能力を伸ばす系統的・継続的な学習、心の教育や生活指導と関連付けた生き方の指導を図る。
- 小学校から中学校への円滑な接続
  - ・ 小学校での教科担任制の導入  
小学校から中学校への円滑な移行を図るため、中学校教員の出前授業や小学校5・6年生を対象にした一部教科担任制による授業を導入する。
- 豊かな人間性や社会性の育成
  - ・ 行動連携の推進  
一斉地域清掃、地域挨拶運動など行動連携を図る。また、発達段階に即した

指導による自己形成を図る。

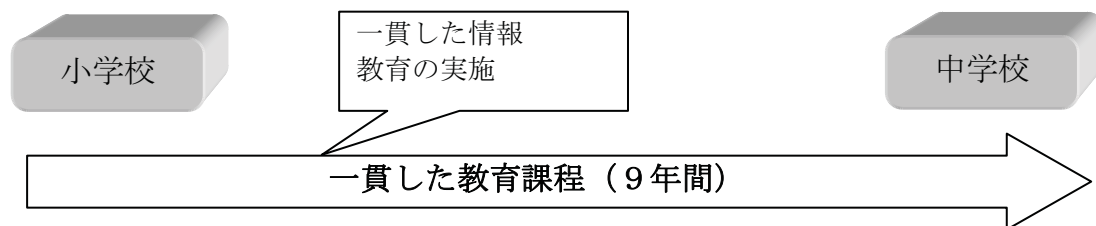
- 子どもの情報の共有化
  - ・ 小中連絡協議会の機能強化  
小中連絡協議会の機能を強化し、子どもの情報交換や相互の要望などを出し合うとともに、学校教育の充実及び連携の推進、交流事業の実施などについて協議する場とする。

#### 4. 「小中一貫カリキュラム構想」の実施に向けて

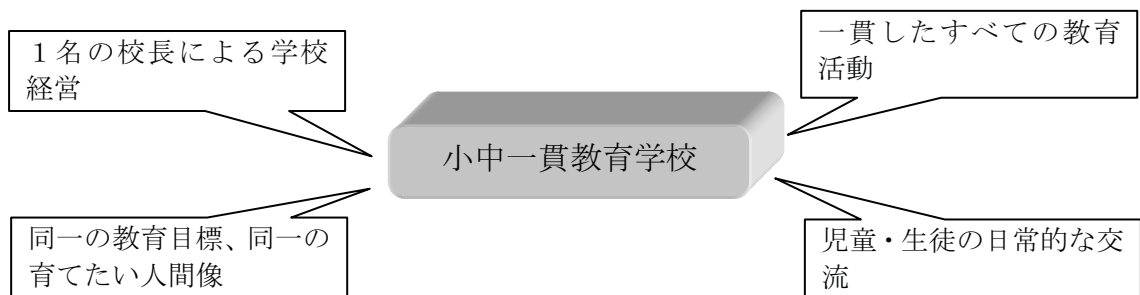
- 教職員間における相互理解の醸成
  - ・ 教職員の相互理解を醸成するための合同研修や懇談会、出前授業などの計画的な取り組み
- 小中学校の一貫カリキュラムの策定
  - ・ 9年間の一貫したカリキュラムを策定するための体制を整備するとともに、子どもたちの学習意欲の向上、学力の定着が図れ、全小中学校で取り組めるカリキュラムの策定
  - ・ 一貫したカリキュラムの実施に向けた教職員の配置計画の策定
- 学校行事、連合行事の再構築
  - ・ ブロックにおける学校間の連携を図るため、学校行事や連合行事の再構築
- 各ブロックにおける教育目標等の策定
  - ・ 各学校における教育目標を尊重するとともに、各地域の特色を生かしたブロックごとの目標や取り組み内容の策定
- 施設一体型小中一貫教育学校の設置についての課題等の整理

#### 【一貫カリキュラムによる学校教育の施設形態】

<施設分離型> 小学校と中学校の校舎が分離されている型  
(小学校は、複数校の場合もある)



<施設一体型> 同一敷地内で、小学校と中学校が施設、組織・運営を一体化した型





## 【小中連携・小中一貫カリキュラムの形態別比較】

	小中連携	小中一貫カリキュラム		
		施設分離型	施設併設型	施設一体型
施設配置	施設は分離している。	施設は分離している。	併設又は隣接している。	同一の施設を使用している。
目的	・児童・生徒、教員の交流、異校種教員による授業や合同の活動を通して小中学校間の円滑な接続を図る。	・義務教育の小中学校9年間を一貫したカリキュラムに基づき教育を行う。(複数の小学校と中学校の場合もある)	・義務教育の小中学校9年間を一貫したカリキュラムに基づき教育を行う。(小学校1校、中学校1校が基本)	・義務教育の小中学校9年間を一貫したカリキュラムに基づき教育を行う。
教育課程	・6・3制のままで円滑な接続を図る。	・9年間にわたる一貫した教育課程を実施 (学校教育法における校種は、あくまで小学校6年間、中学校3年間である。したがって第6学年終了後、別の中学への進路選択も可)		
学校経営	・小学校と中学校がそれぞれ独立して学校経営を行う。			・一元的・一体的な学校経営(校長は1人で、兼務する場合が多い)
教職員組織	・それぞれの学校に籍を置いたまま、互いに連携・協力して、児童・生徒の教育を行う。	・一貫したカリキュラムに基づく教育を行う。(それぞれの学校に籍を置くが、場合によっては兼務の場合もある)	・一つの学校の一員として、児童・生徒の教育にあたる。 ・発令は小中学校別であるが、兼務を命ずる場合もある。	
児童・生徒の学校生活	・中学校区域等で区分された域内での交流活動を計画的に実施	・学年や教科によって校舎を移動	・小学校第1学年相当から中学校第3学年相当までが、学校生活を共にする。	
特色等	・小学校から中学校への円滑な接続が図れる。 ・地域の特色を生かす等の視点から連携を深めた教育活動ができる。 ・一般の小学校、中学校が、相互に連携を深めて教育活動を展開する。	・9年間を見通した教育課程を編成・実施することにより、発達段階に応じた計画的・継続的な学習指導および生活指導の充実が図れる。 ・小学校から中学校へ進学する際の段差(学習内容や指導方法の違い)を緩やかなものにし、円滑な移行を図ることにより、安定した学校生活を送ることができる。その結果、不登校や問題行動を減少させることもできる。 ・学校ごとの独自性を維持しながら、同一の教育目標を設定したり、教育課程を一貫させたりすることができる。	・学校ごとの独自性を維持しながら、同一の教育目標を設定したり、教育課程を一貫させたりすることができる。 ・教員の兼務発令に基づき、相互の継続的な交流授業や児童生徒の交流学习が可能である。	・幅広い異年齢集団による活動を通じて、豊かな人間性や社会性を育成することができる。 ・児童・生徒の発達の面から、9年間をいくつかに分けることができる。 ・特色ある教育課程の編成がしやすい。 ・小中学校教職員の相互理解が図られやすい。
課題等	・円滑な接続に向けた情報交換や交流事業などに留まっており、子どもの発達段階に応じた対応等が難しい。	・複数の小学校と取り組むことになるため、小中連携を考えないと効果的な連携を進めることが難しい。 ・児童生徒、教職員が移動する場合には、時間がかかる。	・一貫教育校に近いとはいえず、それぞれ独立した学校であり、一貫性を高めるためには、組織運営面で継続的な取り組みが求められる。	・施設規模が大きくなることから、さまざまな条件整備が必要になる。 ・小学校と中学校の節目が曖昧になる。 ・中学校の通学区域に他の小学校があることが多く、その学校から中学へ入学する生徒への配慮が必要である。
	・小学校と中学校が別組織のため、相互理解を図ることが難しい。			

### Ⅲ 学校と地域との連携

#### 1. 地域との連携を生かした学校

##### <地域連携を基盤とした学校教育の推進>

- 学校支援のしくみの整備
- 学校支援ボランティアの活用
  - ・ コーディネーターの配置による地域の人材活用や連携の強化を図る。
- 学校で得た知識や学んだことが生かせるような地域との連携
  - ・ 社会規範など時代を超えて守るべき価値や実践力を身に付ける。

#### 2. 地域コミュニティの核

- 地域に信頼される学校づくり
- 子育て支援施設（団体）との連携の強化
- パトロール、相談、生徒指導など、児童生徒の地域活動の支援
  - ・ 一斉地域清掃、地域挨拶運動など行動連携や地域行事等への参加による地域の伝統・文化の継承を通じた豊かな人間性や社会性の育成
- 地域の方が集える場の提供
  - ・ 地域開放施設の充実
  - ・ 複合型学校施設の設置

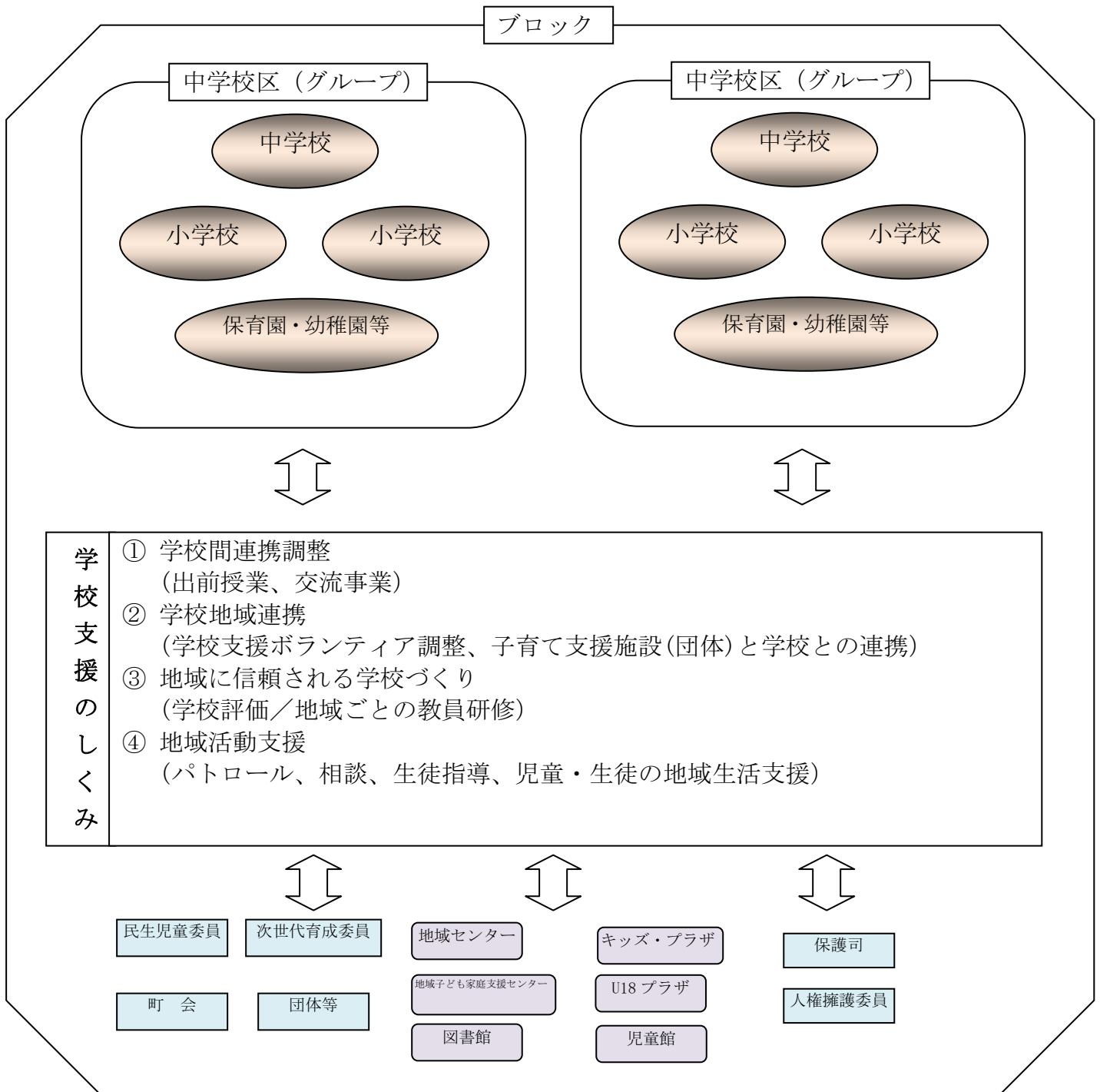
#### 3. 子どもの健全育成の場

- 全小学校へのキッズ・プラザの導入など
  - ・ 全小学校に導入されるキッズ・プラザや幼児から中高生までを対象とするU18プラザなどの活用により家庭、地域、学校が連携し、子どもに多様な体験、交流及び仲間づくりや子どもの健全な育成を図る。
- 地区懇談会の活用
  - ・ 地域の子どもの健全育成に向けた協議の場として、中学校区ごとに設置された地区懇談会を活用する。

#### 4. 学校と地域との連携の推進に向けて

- 学校支援ボランティアや地域の人材活用
  - ・ 学校支援ボランティアや地域の人材を活用するため、学校と地域の知識や技術を持っている方とを結びつけるコーディネーターの配置
- 地域における体験学習や交流事業等の実施
  - ・ 地域との連携を強化し、学校で得た知識や学んだことが生かせるような関係を構築するための取り組みの検討
- 各ブロックにおける地域行事等への参加
  - ・ 地域行事等への参加をより積極的に行うため、地域との情報交換の場の設置
- 学校・地域の関係部署との連携
  - ・ 学校・地域との連携が円滑に図れるよう、関係部署との調整や連携の強化（児童館、キッズ・プラザ、次世代育成委員、民生児童委員）
- 家庭での教育力向上への支援
  - ・ 子どもたちの基本的な生活習慣や規範意識、社会性を育むとともに、家庭学習の習慣化を図るため、家庭における基本的な事項となる「家庭学習の手引き」の作成

## 【学校と地域との連携イメージ】



## IV 特別支援教育の充実

### 1. 通常の学級における特別支援教育

- 校内体制の拡充
  - ・ コーディネーターの機能の確立
  - ・ 個別指導計画の作成活用
  - ・ 学校間連携強化による個に応じた教育支援
  - ・ 保護者・関係者との連携
  - ・ 特別支援学級等との交流・共同学習の推進
- 巡回指導の充実
  - ・ LD や ADHD 等の児童・生徒については、通級指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮や習熟度別学習の工夫等により対応することが可能な場合が多いが、現在の担任だけによる指導では個別に対応することが困難な場合も多いため、各学校に場所を確保し（＝特別支援教室）巡回による指導を行っていく。
  - ・ 巡回指導を行う者（＝巡回指導員）は、情緒障害等特別支援学級で指導方法を学びながら、モデル校で巡回指導を行い、指導員として育成していく。
- 全校への特別支援教室の設置
  - ・ 通級指導の対象ではない特別な教育的支援が必要な児童・生徒への巡回指導のため、各学校に特別支援教室を設置する。
- 保護者・地域への啓発、理解促進
  - ・ 啓発活動の充実
  - ・ 日常活動のなかにおける保護者理解の促進
  - ・ 地域団体・関係者等への啓発
  - ・ ボランティアの育成・支援
  - ・ （仮称）すこやか福祉センターに配置される発達支援担当との連携

### 2. 特別支援学級の増設

- 固定学級
  - ・ 知的障害の特別支援学級に在籍する児童・生徒数の大幅な増加はないが、通学距離など地域バランスを考慮すると南部地域に小学校の特別支援学級が必要である。
- 通級学級
  - ・ 情緒障害等の特別支援学級に通級する児童・生徒は増加していることから、小中学校とも増設する予定である。

### 3. 一貫した支援

- 就学・進学・就職等、成長ステージに合わせて一貫した支援を行う体制の構築
  - ・ 子ども家庭部と連携を図りながら、発達の遅れや障害のある18歳までの子どもへの継続相談が行える仕組みを活用して教育期間での一貫した支援の充実と、教育期間終了後も支援が引継がれていけるような体制の整備を行っていく。

- ・ サポートファイル（発達支援シート）の活用  
特別な支援を要する幼児・児童・生徒に関する情報を継続的に蓄積し、接続する教育機関への確実な引き継ぎを実施することで、情報の共有化を図り、個別指導計画作成に役立てる。

ステージ 支援の柱		早期発見・支援	連携	社会参加	就労・生活支援	
年齢階層		乳幼児期	小学校 低学年	小学校 高学年	中学	高校年齢 成人
専門機関	障害福祉相談	重症心身障害者など福祉支援ケース マネージメント				
	療育機関など	療育センター 指導・巡回助言	発達障害者センター 相談・指導			
	教育委員会	教育センター相談 巡回相談				
	保健福祉センターなど	乳幼児健診 発見・医療紹介	中部精神保健福祉センター 診断・相談・デイケア			
発達支援担当		家庭訪問 未就園相談	学齢児相談・保護者支援 個別支援計画会議など開催		青年期相談 就労支援機関との連携	
所属集団	保育園	連絡	↑	↑	↑	
	幼稚園	↓	↑	↑	↑	
	学童クラブ		↑	↑	↑	
	学校		↑	↑	↑	

## 第4章 新たな取り組みの提案

### 1. 学力向上に向けた取り組み

- 中野ミニマムスタンダードの策定
  - ・ その学年で確実に身につけるべき基礎的内容を「中野ミニマムスタンダード」として策定し、全ての教員が確実に指導できるようにする。
  - ・ 「中野ミニマムスタンダード」の定着状況を把握するための検定等の確認の仕組みをつくる。
- 学習規律の体系化
  - ・ 学びの基本となる、授業規律や学習規律を体系化し、各学校が工夫して取り組むことができるようにする。
  - ・ 「学びのルール」を体系化することにより、小学校から中学校への滑らかな接続を図る。
- 学習習慣の確立
  - ・ 学校の授業と家庭学習を連動させ、学びの定着を図るため家庭学習の習慣が身に着くようにする。
  - ・ 「家庭学習の手引き」等の資料を作成し、児童・生徒や保護者への啓発を行う。

### 2. 教員の授業力向上に向けた取り組み

- 若手教員育成を柱としたOJTの仕組みを確立する。
  - ・ 授業力向上を核とした「学びあう教師集団」により互いに学ぶ学校組織をつくる。
  - ・ 授業力評価の視点や基準をつくることにより、客観的な評価ができるようにする。
- 教員マイスターの活用によるOJTによる授業力向上
  - ・ 教員マイスターによる公開授業や示範授業の機会を増やし、自らの授業改善に役立てる。
  - ・ 教員マイスターを各校の校内研究会講師として指導・助言を受けることにより、学校全体の研究レベルを向上させる。

### 3. 家庭・地域の教育力の向上に向けた取り組み

- 家庭の教育力向上に向けた取り組み
  - ・ 関係機関等との連携により家庭教育の大切さについて啓発していく。
  - ・ 「家庭学習の手引き」等の資料を作成し、児童・生徒や保護者への啓発を行う。(再掲)
- 地域との連携強化のための取り組み
  - ・ 児童・生徒が学校で習得した学習内容を実践する場として地域を位置付け、計画的に実践していく。
  - ・ 地域との連携を円滑に進めるための仕組みをつくる。

### 4. 学校と地域の連携を支えるしくみづくり

- 地域に支えられる学校
  - ・ 学校支援ボランティアの養成と活用により、児童・生徒に豊かで多様な体験

の機会を提供する。

- ・ 学校間の連携と地域の協働により異年齢交流と世代間交流の機会を拡充する。
- ・ 課題を抱える子どもを支える地域の取り組みを推進する。

○ 地域コミュニティの核としての学校

- ・ 地域の情報を収集し、発信する機能を強化する。
- ・ 学校関係者・地域団体等が気軽に集える場を提供する。

実現に向けた取り組みのイメージ

	課題項目等	現 状			
区内共通の取組	<p>◎区内の共通指導計画、評価計画</p> <p>◎ミニマムスタンダード(身につけるべきスキル、学び方など)</p>	<p>・「中野区体力向上プログラムガイドライン」に沿った各学校のプログラム作成</p> <p>・「人権教育指導資料」、「小学校外国語活動指導資料」等の作成・周知</p> <p>・「いじめ等、児童・生徒間の問題の未然防止と早期発見のためのアプケータ」小・中学校一斉実施</p>	<p>○学力調査等の分析による、身につける学力の達成状況の把握</p> <p>○発達や学びの連続性を大切にした教育活動の推進</p> <p>○算数・理科など一部教科での小中一貫カリキュラムの作成</p> <p>○ミニマムスタンダードで共通化を図るべき項目等の検討</p>	<p>○小中一貫カリキュラムの作成教科の拡充</p> <p>○ミニマムスタンダードの策定</p>	<p>○小中一貫カリキュラムによる一貫教育の実施</p> <p>○ミニマムスタンダードの実施・検証</p>
<p>学 習</p> <p>異校種間連携</p>	<p>◎教科指導</p> <p>◎学習形態</p>	<p>・保幼小連絡協議会・小中連絡協議会・幼稚園と小学校生活科合同研究等の連携事業</p> <p>・小学校の学級担任制と中学校の教科担任制</p> <p>・学力向上検討委員会における学習のつまずきと発達に関する検討</p> <p>・体育における小中9年間の達成目標及び授業モデルの作成</p>	<p>○現在の校種間連携・交流事業(出前授業や合同行事、合同研修等)の充実</p> <p>○連携教育モデル校の指定</p> <p>○発達や学びの連続性を大切にした教育活動の推進(再掲)</p> <p>○算数・理科など一部教科での小中一貫カリキュラムの作成(再掲)</p>	<p>○プロックにおける学校間交流事業の実施(通学区域の見直しを含む)</p> <p>○連携教育モデル校の拡充</p> <p>○施設一体型小中一貫教育学校の設置についての課題等の整理</p>	<p>○小学校における一部教科担任制の実施</p> <p>○小中一貫カリキュラムによる一貫教育の実施(再掲)</p>
<p>学 生 活</p>	<p>◎学校生活</p> <p>◎友人関係</p> <p>◎部活動等</p>	<p>・小中連絡協議会</p> <p>・小学生の中学校体験入学</p> <p>・小学生の中学校部活動体験</p> <p>・小学校第6学年担任と中学校教員との引き継ぎ</p>	<p>○保幼と小、小と中など、接続する学校間の情報交換・連絡協議会の充実</p> <p>○進学予定先の小中学校での体験学習の拡充</p>	<p>○中学校区グループや区内4プロックにおける「保幼小中高等連絡協議会」等の実施</p> <p>○プロックにおける合同行事の実施</p>	
<p>特別支援教育</p>	<p>◎巡回相談</p> <p>◎個別の教育支援計画</p> <p>◎通級指導学級(情緒障害等)</p> <p>◎巡回指導</p>	<p>・区立幼稚園、小中学校への巡回相談実施</p> <p>・特別支援学級(固定学級)在籍児童生徒の支援計画の策定</p> <p>・小学校2校、中学校1校に設置</p> <p>・巡回指導未実施</p>	<p>○巡回相談の充実</p> <p>○特別支援学級及び通常の学級在籍児童・生徒の支援計画の策定</p> <p>○小学校特別支援学級の増設</p> <p>○巡回指導員の養成</p> <p>○特別支援教室の整備</p>	<p>○中学校特別支援学級の増設</p> <p>○巡回指導の実施</p>	
<p>保護者・地域連携</p>	<p>◎保護者連携</p> <p>◎家庭学習習慣</p> <p>◎地域連携</p> <p>◎地域人材活用</p> <p>◎関係機関連携</p>	<p>・家庭学習啓発は各学校独自に実施</p> <p>・学校への人材活用は学校ごとに依頼(活用状況の差が大きい)</p> <p>・学校関係者評価の実施</p> <p>・キッズ・プラザ設置小学校(3校)</p> <p>・次世代育成委員(中学校区単位で配置)</p>	<p>○家庭学習習慣化のための「てびき」等の検討・作成</p> <p>○保護者や地域人材の活用拡大</p> <p>○学校と児童館、キッズ・プラザ、次世代育成委員、民生児童委員等との円滑な連携</p> <p>○キッズ・プラザの設置増</p> <p>○中学校区を基本としたグループでの健全育成事業の推進</p>	<p>○家庭学習の習慣化</p> <p>○学習したことが生かされる家庭や地域での活動</p> <p>○学校支援ボランティア制度の確立</p>	<p>○学校支援地域体制の確立</p>